

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年5月1日

（工事執行権者）

福島県県中農林事務所長

工事（委託業務）番号	26-36220-0010
工事（委託業務）名	経営体育成基盤整備0801工事 高久田地区
質 問 事 項	
<p>1. 整地工 畦区外運搬の受入地の畑区76～77について、畑として表土厚$t=20$ cm以上の確保が必要と考えます。金抜き設計書にはその項目（費用）はありません。現地盛土ヤードの表土剥ぎ無しで、高盛土の解釈でよろしいでしょうか。また、受入地での重機の費用は協議にて変更の対応は可能でしょうか。</p> <p>2. 支線排水路工 4号支線（大型積ブロック）の端部について、次施工を考慮した対策が必要と考えます。下流側は小口止がないため、裏込め材等に支障があるので、その処理方法、上流側はBOX, C 施工時の掘削断面内入るため支障あります。また工事完成後、上流の水路内に水が溜ることが予想され、水の処理に仮排水路が必要と考えます。協議にて変更の対応は可能でしょうか。</p> <p>3. 技術審査書提出後の内容に、工事着手後自然条件等、用地問題等及び現場条件等に問題が発生し、施工に支障がある場合、協議にて変更の対応は可能でしょうか。なお、設計変更ガイドラインには、受注者は工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要であると記載されています。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 整地工 畦区外運搬の受入地の畑区76～77については、別工事（発注時期についてはHP公表の工事等発注見通しを参照）で表土剥ぎ、基盤整地などの畑地整備を行います。本工事は、別工事で実施する畑地整備と工程を調整しながら受入地に基盤土となる土砂を搬入します。</p> <p>2. 支線排水路工 4号支線（大型積ブロック）の端部の対策については、現場状況を勘案の上、必要に応じて福島県工事請負契約約款第18条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。</p>	

3. 技術審査書提出後の内容について、工事着手後自然条件等、用地問題等及び現場条件等に問題が発生し施工に支障がある場合、必要に応じて福島県工事請負契約約款第 18 条（条件変更等）に基づき協議の対象とします。